

# 千葉県報

号外  
令和5年2月28日

## 主要目次

○ 令和五年千葉県告示第十九号の四の一部を改正する告示

一

告示

示

### 千葉県告示第六十七号の三

令和五年千葉県告示第十九号の四（千葉県家畜伝染病予防規則に基づく鶏等の移出の制限）の一部を次のように改正する。

令和五年二月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

表区域の欄を次のように改める。

野田市の一部（長谷、親野井、柏寺、木間ヶ瀬、木間ヶ瀬新田、桐ヶ作、古布内、関宿内町、関宿江戸町、関宿江戸町飛地、関宿三軒家、関宿台町、関宿元町、関宿元町飛地、関宿町、中戸、中戸谷津、次木、西高野、新田戸、はやま、東高野、東宝珠花及び平成）

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八